

諮詢日：令和元年 8 月 5 日

答申日：令和元年 11 月 7 日

答 申 書

第 1 審査会の結論

審査請求人が平成 30 年 8 月 20 日付けで提起した処分庁青森市長（以下「処分庁」という。）による平成 30 年度固定資産税賦課処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。

第 2 事案の概要

1 審査請求に係る処分

処分庁は、平成 30 年 5 月 11 日付けで、審査請求人に対し、平成 30 年度固定資産税賦課処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人は、同年 5 月 19 日に本件処分があったことを知った。

2 審査請求

審査請求人は、平成 30 年 8 月 20 日付けで、審査庁に対し、「平成 30 年度固定資産税納税通知書（以下「本件納税通知書」という。）による処分を取り消すとの決定を求める」との趣旨の審査請求書を提出した。

第 3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 本件納税通知書は、固定資産税の賦課の根拠となる法律及び条例の条項のみ記載されており、具体的な条文そのものが記載されておらず不当である。
- (2) 評価額の算出方法が記載されていない本件納税通知書は不当である。
- (3) 本件納税通知書には、固定資産税を賦課する根拠となる法律及び条例の規定として、地方税法第 342 条及び青森市市税条例第 60 条が記載されているが、これらは固定資産税の賦課の根拠とはいえず、本件納税通知書は誤った記載をしており違法である。

2 審査庁の主張

審理員意見書のとおり本件処分には違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求については棄却すべきものと考える。

第 4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分の違法性又は不当性について

ア 審査請求人は、賦課の根拠となった法令の具体的な条文そのものが記載されていない本件納税通知書は不适当であると主張しているが、納税通知書の記載事項については、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 1 条第 1 項第 6 号に、

「納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方自治体が作成するものをいう。」と規定されており、本件納税通知書には法で定める記載事項は全て記載されていることから、不当な点はない。

イ 審査請求人は、課税明細書の記載事項に不備があると主張するが、法第364条第3項では、課税明細書に記載すべき事項は、土地については、土地課税台帳等の登録された所在、地番、地目、地積及び当該年度の固定資産税に係る価格、家屋については、家屋課税台帳等に登録された所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び当該年度の固定資産税に係る価格を記載することとされており、処分庁が交付した課税明細書には、法第364条第3項で定められている記載事項は全て記載されていることから、本件処分の取り消しを求める理由として採用することはできない。

ウ 審査請求人は、審査請求書及び反論書において種々の主張をしているが、これらの主張は、本件処分の取消しを求める理由としては採用することはできない。

(2) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件納税通知書に違法又は不当な点は認められない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和元年8月5日 諮問書の受理
令和元年10月17日 調査審議
令和元年11月7日 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 関係法令の要旨

- (1) 法第1条第1項第6号において、納税通知書には、賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載することとされている。
- (2) 法第342条第1項において、固定資産税は、固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課することが規定されている。
- (3) 青森市市税条例（平成17年青森市条例第62号。以下「条例」という。）第60条第1項において、固定資産税は、固定資産に対し、その所有者に課することが規定されている。

2 本件処分について

地方税法総則逐条解説（平成29年12月一般財団法人地方財務協会発行）によれば、法第1条第1項第6号の納税通知書は、賦課額を確定し、納付を命令するものであることから、これに記載すべき事項について記載せず、又は誤って記載した場合にはその賦課が取り消すべき処分となる場合があるとされている。

審査請求人は、賦課の根拠となった法令の具体的な条文そのものが記載されていない本件

納税通知書は不当である旨主張しているが、納税通知書は、課税内容について納税者が理解するためのものであることから、賦課の根拠となった条文の条名とその主な内容が記載されていれば、記載すべき事項について記載せず、又は誤って記載したとは言えないと認められる。

また、納税通知書に賦課の根拠として記載する条文について、固定資産税実務提要（固定資産税務研究会編集）によると、法第342条（固定資産の課税客体等）と当該地方団体の条例（固定資産税の納税義務者）が妥当であるとされている。

本件納税通知書には、固定資産税の賦課の根拠として、法第342条（固定資産税の課税客体等）及び条例第60条（固定資産税の納税義務者等）が記載されており、納税通知書に記載すべき事項について記載せず、又は誤って記載したとは言えないと認められる。

また、評価額の算出方法については、納税通知書に記載すべき事項とされていない。

以上のとおり、本件処分は、前記1に掲げる関係法令の規定に照らし、違法又は不当な点は見当たらず、適正に行われたものと認められる。

3 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のことから、当審査会は、第1記載のとおり判断する。

青森市行政不服審査会 会長 遠藤 哲哉
委員 犒 裕一郎
委員 蝦名 和美